

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第10回 内閣と行政権（2）

5. 議会と政府との関係

- ・ 議会と政府との関係については、国民が議会と政府とを直接に選出し、政府と議会とが厳格に分立している首長制（大統領制）と、国民が議会を選挙で選出し、その議会によって政府を選出させ、議会と政府とを一応分離したうえで、政府に対して議会による民主的統制を及ぼす議院内閣制とがある。
- ・ 議院内閣制の本質を挙げるとき、(1) 議会と政府とが一応分離していること、(2) 政府が議会に対して連帯責任を負うこと、(3) 政府が議会の解散権をもつこと、という3つが考えられるが、そのうち(1)と(2)を本質であるという見解と、それに加えて特に(3)も本質であるという見解とが対立している。
- ・ 日本国憲法が国政について議院内閣制を採用していることは、内閣が連帯して国会に責任を負うこと（66条3項）、内閣総理大臣を国会が指名すること（67条）、内閣総理大臣その他の国务大臣の過半数が国会議員であること（67条、68条）、衆議院が内閣に対して不信任決議を行いうること（69条）からも明らかである。一方、地方政治においては、首長制が採用されている（93条2項）*1。
- ・ 大統領制への憧憬はしばしば、首相公選制論として発現するが、これを支持する憲法学者や政治学者はほとんどいない。
- ・ 「国政の中心を議会にみて、議会に民意をできるかぎり忠実に反映させ、それを通じて選挙民の多数派の意思が内閣、そして国政に反映されることを期待する」議会中心構想と、「国政の中心を内閣にみて、選挙を通じて選挙民の多数派に支持された内閣の形成を実現しようとする」内閣中心構想の2つのうち、前者は「多様な民意を政策意思へと統合する役割、すなわち多数派形成は代表者に委ねられる」一方、後者は、その「多数派形成を、いわば代表者の「舞台裏」での駆引きに委ねず、国民内部の統合プロセスにおいて実現し、その結果を議会に反映させ、自動的に内閣に反映させようとする」ものである。そして、後者は、「国政の基本となるべき政策体系とその遂行責任者たる首相を、国民が議院の選挙を通じて事実上直接的に選択すること」を目指すものである（高橋和之）。

6. 解散権の所在

- ・ 解散とは、任期満了前に全衆議院議員の資格を一斉に失わせる行為をいう。衆議院の解散は、それに続く総選挙を通じて、民意が国政に正しく反映しているか否かを確認するための制度である。
- ・ 内閣は衆議院を解散することができるが、それを明示した規定が憲法上存在しない。この解散権の所在をめぐっては、7条説、69条説、65条説、制度説などが対立している。
- ・ 実際には、1948（昭和23）年12月23日の現憲法下最初の解散（69条及び7条に基づく）以外は、すべて7条に基づき解散されている。

*1 ただし、地方自治法178条は、議会と政府との間で牽制の手段を設けている。すなわち、地方公共団体の議会は、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者が賛成をもって、不信任の議決を行いうる。この場合、地方公共団体の長は、10日以内に議会を解散できるが、解散しないとき、または解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決をしたときは、首長は失職する。

Quiz

Q10 衆議院の解散等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 憲法第69条は、内閣不信任決議案が可決され、又は内閣信任決議案が否決された場合に内閣が採り得る手段を規定したものにすぎないと主張は、憲法第7条第3号を根拠に内閣が衆議院の解散を決定する権限を有するとの見解の根拠の一つとなり得る。他方、この見解に対しては、天皇の国事行為は本来すべて形式的・儀礼的行為であるから、このような国事行為に対する内閣の助言と承認に実質的決定権は含まれないはずであるとの批判がある。

イ. 衆議院の解散は憲法第69条の場合に限定されるものではなく、憲法第7条第3号を根拠として、内閣は衆議院の解散を決定する権限を有すると解すべきであるとしつつも、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為は裁判所の審査権の外にあるから、現実に行われた衆議院の解散が無効であるかどうかの判断はできないとするのが判例である。

ウ. 国会閉会中において、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の議員が臨時会の召集を求めた場合は、内閣は臨時会を召集する義務を負うが、この場合において、議員が召集期日を指定したときは、内閣はそれに拘束される。

エ. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となるが、災害緊急措置や自衛隊の防衛出動等、国家の重大な緊急事態への対処の必要が生じた場合は、内閣総理大臣は単独で、参議院の緊急集会を求めることができる。

オ. 衆議院で内閣不信任決議案が可決された場合においても、10日以内に衆議院が解散されたときには、内閣は総辞職する必要はないが、その後、衆議院の総選挙後に特別会が召集されたときには、内閣は総辞職しなければならない。

1. ア・オ 2. イ・エ 3. ア・イ・オ 4. ア・ウ・オ 5. イ・ウ・エ

(平成23年度国家公務員採用I種試験)